松戸市きれいな街づくり功労に対する感謝状の贈呈基準

１　目的

　この基準は、きれいな街づくりのための活動を長期にわたり続けている個人又は団体に対し、感謝状等を贈呈することにより、その功績を称え、きれいな街づくりの推進に資することを目的とする。

２　贈呈対象

　贈呈の対象は、以下の各号に掲げるものとする。

（1）　個　人・・松戸市民であること。

（2）　団　体・・松戸市内の町会・自治会・その他団体であること。

３　贈呈基準

　贈呈の対象となる活動内容及び活動期間等は、以下の各号に掲げるものとする。

（1）活動内容

種別	部門	活動内容
地域環境功労者	清掃	多年にわたり継続的に公共の場所等の清掃を実施し、その成果や功績が顕著で他の模範となること。
	美化衛生	多年にわたり継続的に公共の場所等の環境美化・公衆衛生等の活動を行い、その成果や功績が顕著で他の模範となること。

（2）活動期間等

対象者	活動期間	活動回数
個　人	概ね 3 年以上	概ね月 2 回以上
団　体	概ね 3 年以上	概ね年 6 回以上

（3）再贈呈について

　過去に贈呈を受けた個人又は団体が再度対象となるには、前回贈呈を受けた時から 3 年以上が経過していることを必要とする。

４　活動期間の基準日

　活動期間の算定については、当該年度の 12 月 1 日を基準とする。

５　推薦者

（1）推薦は、町会・自治会の長、松戸市地区環境美化組織連合会の長及び所属長が行うものとする。
（2）推薦にあたっては、松戸市きれいな街づくり功労表彰推薦書（第１号様式）及び活動中の写真（活動内容が分かるもの）を提出するものとする。
（3）推薦は、原則、１個人又は１団体とする。
（4）提出された書類等については、原則として返還しないものとする。

６　被贈呈者の決定
（1）被贈呈者の決定については、松戸市きれいな街づくり功労表彰委員会（以下「委員会」という）が行うものとする。
（2）委員会は、提出された松戸市きれいな街づくり功労表彰推薦書及びその他提出された書類等について確認を行い、被贈呈者を決定する。

７　委員会の構成
委員会は、環境部長を委員長とし、環境部の所属長以上の職にある者（但し、事務局の所属長を除く）を委員とする。

８　贈呈の方法
被贈呈者には、感謝状等を贈呈する。

９　事務局
委員会の事務局は、環境保全課が行う。

10　その他
この基準に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　　則
この基準は、昭和５１年４月１日から施行する。
附　　則
この基準は、平成１２年１０月１日から施行する。
附　　則
この基準は、平成２０年１２月１日から施行する。
附　　則
この基準は、平成２３年１月１日から施行する。
附　　則
この基準は、平成２５年４月１日から施行する。
附　　則
この基準は、平成２７年９月１日から施行する。
附　　則
この基準は、平成２８年１０月１日から施行する。

附　　則

この基準は、平成２９年１０月１日から施行する。

附　　則

この基準は、令和７年４月１日から施行する。